

各

都道府県
市町村
特別区

 民生主管部（局）長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する告示の公布について（通知）

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年法律第 52 号。以下「法」という。）については、令和 4 年 5 月 25 日に公布され、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日となっているところです。

法の施行に当たり、本日、別紙のとおり配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 70 号。以下「改正告示」という。）が公布されたため、その趣旨及び内容について、十分御了知いただくとともに、関係者、関係団体等とも連携の上、法及び関係法令に基づく適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

法が令和 6 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 3 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 13 年厚生労働省告示第 254 号。以下「基準告示」という。）及び地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成 16 年厚生労働省告示第 228 号。以下「交付事務告示」という。）について必要な事項を改めるものとする。

第二 主な内容

一 基準告示の一部改正

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第4項の規定による一時保護の委託に係る対象者の基準について、以下を明確化等すること。

- ① 医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他の法人であること又は法第2条に規定する困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族)の保護の実施に関し3年以上の活動実績(うち宿泊を伴う保護の活動実績を1年以上含むものとする。)を有すること。
- ② 宿泊を伴う保護を行うことが運営可能な体制にあること。

二 交付事務告示の一部改正

交付事務告示に規定する補助金等の名称について、法の施行を踏まえ、以下の通りとすること。

- (目) 女性自立支援事業費補助金
- (目) 女性保護事業費負担金
- (目) 女性相談支援センター運営費負担金

第三 施行期日

改正告示は、法の施行日(令和6年4月1日)から施行すること。